

# 「第 11 回 修了考查」 受験案内

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会

修了考查委員会

## I 修了考査の実施日程等

### 1. 申請書配付期間

平成 29 年 11 月 24 日（金）～12 月 18 日（月）

### 2. 申請書配付方法

原則、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 Web ページ(以下、「本会ホームページ」という。)からダウンロード。郵送による申請書請求も可能。

### 3. 申請書受付期間

受験申請：平成 29 年 12 月 11 日（月）～12 月 18 日（月）

不受験申請：平成 29 年 12 月 4 日（月）～12 月 11 日（月）

### 4. 申請書提出方法

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）実務修習担当課宛に、原則、書留<sup>※</sup>にて郵送（期間内消印有効）。

※ 指定の提出手続ではない普通郵便、宅配便等で送付し、提出物が不明もしくは提出締切日後の到着となった場合は、受験申請を受理しません。また、持参による提出は認めていません（持参による提出は受理しません）。

### 5. 修了考査実施日

#### (1) 口述の考査

平成 30 年 1 月 22 日（月）～1 月 25 日（木）

実施日は、修了考査委員会が当該期間内から指定する 1 日。ただし、諸事情により、日程を変更する可能性があります。

#### (2) 論文式の考査

平成 30 年 1 月 12 日（金）～1 月 19 日（金）

論文の問題（テーマ）を平成 30 年 1 月 12 日（金）に、本会ホームページに公表。受験生は解答論文を、平成 30 年 1 月 19 日（金）消印有効にて本会実務修習担当課宛に、原則、書留<sup>※</sup>にて郵送。

※ 指定の提出手続ではない普通郵便、宅配便等で送付し、提出物が不明もしくは提出締切日後の到着となった場合は、提出を受け付けません。また、持参による提出は認めていません（持参による提出は受理しません）。

### 6. 合格発表

平成 30 年 3 月 2 日（金）（発送予定日）

## Ⅱ 修了考査の詳細等

第 11 回修了考査においては、実務修習業務規程附則（平成 29 年 5 月 23 日一部改正）第 2 条（経過措置）の規定に基づき、改正前の規定により実施します。実務修習業務規程施行細則及び修了考査委員会実施要領についても同様です。

### 1. 修了考査の目的

本会は、旧実務修習業務規程（以下、「旧規程」という。）第 35 条及び第 40 条並びに旧実務修習業務規程施行細則（以下、「旧細則」という。）第 22 条に基づき、修習生が実務修習の各課程をすべて受講し、不動産鑑定士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得したことを確認することを目的として修了考査を実施します。

### 2. 受験資格

受験資格は、旧規程第 35 条の要件を満たす次の者です。

- (1) 本会が行った実務修習において、本会が講義、基本演習及び実地演習の全ての課程について修得を認定した修習生であって、当該認定をした日から 2 年以内に修了考査の受験申請があった者。
- (2) 修了考査委員会が、実務修習の全ての課程において修得すべき技能及び高等の専門的応用能力を修得したとの確認ができないと判定した修習生のうち、その修了考査の結果を知った日から 2 年以内に再び一般実地演習のうち本会の指定する 13 件について修得の認定を受け、当該認定の日から 2 年以内に修了考査の受験申請があった者。

### 3. 受験又は不受験の申請及び申請書の配付

- (1) 上記 2.(1)又は(2)の要件を満たす者が第 11 回修了考査の受験対象者になります。
- (2) 修了考査の受験対象者は、必ず受験又は不受験の申請を行ってください。
- (3) 上記 I 3.の申請書受付期間を過ぎた申請は受理しません。
- (4) 申請書は本会ホームページに掲載しますので、申請者はダウンロード、印刷のうえ申請を行ってください。印刷する際は、白色無地の上質紙（わら半紙等でないもの）を使用してください。
- (5) 申請書が本会ホームページからダウンロードができない等の事情がある場合には、郵送による送付も行いますので、その際には、申請書の提出先と同じ送付先に、下記(6)の手続により申請書の請求を行ってください。
- (6) 郵送で申請書の配付を希望する場合、送付封筒の表に、朱書きで「修了考査申請書の送付希望」と記載し、返信用の角型 2 号（日本工業規格 A4 サイズが折らずに

入る)封筒を同封。返信用封筒には、120円切手を貼付のうえ、返信(送付)先を記入してください。ただし、書類の送付には時間を要します。また、書類送付の遅延等により申請が行えない事態が生じても本会では一切責任を負いません。各自の責任において早めに対応を図るようにしてください。

#### 4. 修了考査の内容

##### (1) 口述の考査

口述の考査は、旧規程第27条に規定する鑑定評価報告書を用い、実地演習の内容について行います。実施方法等の詳細は、次のとおりです。

- ① 口述の考査は、受験生1名に対して20分ないし30分を標準実施時間として行います。
- ② 口述の考査は、受験生が行った一般実地演習の報告から、原則1件を選択して実施します。ただし、口述の考査の内容は、実務修習全般に係る内容とします。
- ③ 修了考査の再受験者は、再受験のために行った一般実地演習13件の再履修報告の中から、原則1件を選択して実施します。
- ④ 口述の考査の対象類型は事前通知(告知)しません。口述の考査の実施時に修了考査委員会が対象類型(案件)を指定し、口述の考査を実施します。
- ⑤ 口述の考査を行う際は、受験生に対象類型(案件)の鑑定評価報告書又は実地演習報告内訳書を手交します。ただし、受験生による資料の持込みは禁止します。
- ⑥ 口述の考査は、口述の考査実施期間の内、修了考査委員会が指定した1日(時間帯も指定)に実施します。なお、口述の考査の実施時は、約半日程度(口述の考査の実施前後の待機時間を含む。)拘束される形となります。
- ⑦ 口述の考査の配点は、100点とします。ただし、口述の考査の採点においては、不動産の鑑定評価の実務に関する講義の受講状況、基本演習の履修状況及び実地演習の履修状況等を考慮する場合があります。

##### (2) 論文式の考査

論文式の考査は、鑑定評価の基本的事項のうち対象不動産の確定に係るもの及び鑑定評価の手順のうち鑑定評価額の決定に係るものについて行います。実施方法等の詳細は、次のとおりです。

- ① 論文式の考査は、平成30年1月12日(金)に、本会ホームページに論文式の考査の問題(テーマ)を公表します。なお、本会ホームページでの公表の他、受験申請者宛に郵送による通知も併せて行います。
- ② 論文式の考査の解答論文は、パソコン等により作成した800字以上1000字以内(句読点を含む。)の論文とします。書式は、A4単票1枚、横書き、文字の大きさは12ポイントを標準として、「第11回修了考査・論文式の考査(解答)」との題名を付し、受験番号及び氏名を記すものとします。
- ③ 手書きによる解答論文の提出は認めません。

④ 論文式の考査の配点は、100点とします。各問の配点は問題文に明示します。

第〇回修了考査・論文式の考査（解答）

受験番号 5555  
修習生番号 〇-1-0600  
氏名 鑑定太郎

30mm  
38行  
←25mm→ 38字 →25mm→  
30mm

※ 書式設定は、目安として表示しています（1行を38文字、38行。用紙の余白幅を上下30ミリ、左右25ミリ）。

## 5. 修了考査における合否の決定

口述の考査の最終日から 21 日以内に修了考査委員会を開催し、修了考査の合否を決定します。

- (1) 口述の考査と論文式の考査における配点について、修了考査委員会において定める配点率に応じて按分し、合計したものを総合点（100 点）とします。
- (2) 修了考査の合格点は、(1)により算出した総合点の 60%を基準とします。ただし、口述の考査又は論文式の考査の各成績のいずれかが一定の点数に達しない場合には、それだけで不合格となります。

## 6. 試験地

東京都 23 区内。受験申請書受理後、受験票と併せてご案内します。

## 7. 合格発表

合否の結果又は修了証を郵送します。発送日は、平成 30 年 3 月 2 日（金）の予定です。

## 8. 成績の通知

修了考査の不合格者に対して、成績通知書（不合格理由も含む。）を郵送します。

## 9. 手続き

- (1) 申請書の受付期間は、受験申請書は平成 29 年 12 月 11 日（月）から 18 日（月）まで、不受験申請書は平成 30 年 12 月 4 日（月）から 11 日（月）までの期間です。  
**受付期間を過ぎた申請、記載不備の申請は、受理しません。**
- (2) 申請方法は、原則、郵送書留<sup>※</sup>（期間内消印有効）としています。  
<sup>※</sup> 指定の提出手続ではない普通郵便、宅配便等で送付し、提出物が不明もしくは提出締切日後の到着となった場合は、受験申請を受理しません。また、持参による提出は認めていません（持参による提出は受理しません）。
- (3) 申請時には、角型 2 号（日本工業規格 A4 サイズが折らずに入る）封筒の表面に朱書きで「修了考査受験（又は不受験）申請書在中」と記載のうえ、送付してください。
- (4) 申請書は折り曲げずに送付してください。
- (5) 申請に当たっては、1 名 1 封筒によりお申込みください。同一の封筒等に複数名の願書を封入しないでください。
- (6) 申請書の送付先は、次のとおりです。

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル 9F

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課 宛

TEL : 03-3434-2301(代)

(7) 修了考査の受験手数料は、30,800円(税込)です。

- ① 修了考査の受験申請をされる方は、原則として、振込人欄に受験者氏名及び修習生番号(修習生証にて確認)を明記(例:受験者氏名 11-1-0300)のうえ、平成29年12月11日(月)から同年12月18日(月)までに、受験手数料を下記④の振込先に、銀行振込にてお振込みください。
- ② 振込手数料は、各自負担してください。また、納入された受験手数料は、原則として返却いたしません。
- ③ 受験生と振込者名が異なる場合は、その内訳(振込日、振込者名、受験者氏名、修習生番号、振込銀行名)を明記のうえ、本会実務修習担当課宛に、メール(kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp)又はファクシミリ(FAX番号 03-3436-6450)にて必ずお知らせください(会社名で複数名分振込む場合など)。
- ④ 振込先  
みずほ銀行虎ノ門支店 普通(2880782)  
公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会

(8) 提出書類は次のとおりです。

- ① 受験申請書(受験整理票含む。)
- ② 身分証明書用写真2枚  
受験申請書及び受験整理票のそれぞれ所定の欄に貼付のうえ送付してください。  
※ 写真は、次の条件を満たす2枚の写真が必要です。申込み前3ヶ月以内に撮影した、脱帽、正面向き、無地の背景で上半身を撮影した縦45mm、横35mmの本人が確認できる鮮明なものに限ります。  
なお、受験時に眼鏡を使用する受験者は、必ず眼鏡を着用した写真を貼付してください。  
※ 2枚の写真の裏面には、必ず氏名及び修習生番号を記入のうえ、貼付してください。

## 10. 申請書記入上の注意事項

- (1) 申請書は、全て黒インクのボールペン又は万年筆(インクが消せるものは不可。)にて記入してください。鉛筆書き等による提出物は受け付けません。記入に当たっては、楷書により、数字は算用数字を用いて記入してください。
- (2) 氏名欄は、戸籍に記載されているとおり正確に、氏名を記入し、ふりがなを振ります。実務修習修了後に氏名の変更があった場合は、戸籍謄本を添付してください。
- (3) 生年月日を記入し、提出時点の満年齢を記入します。
- (4) 性別は該当する方に○を付してください。
- (5) 現住所は、郵便番号も必ず記入してください。FAXがない場合は「なし」と記入してください。

- (6) 緊急連絡先は、出来るだけ記入するようにしてください。ない場合は「なし」と記入してください。
- (7) 実務修習の回数は、平成 18 年 12 月 1 日開始の実務修習を第 1 回として、1 年後開始の実務修習を第 2 回とし、以後の回数を数えてください。  
例) 平成 24 年開始：第 7 回、平成 25 年開始：第 8 回、平成 26 年開始：第 9 回、平成 27 年開始：第 10 回、平成 28 年開始：第 11 回
- (8) 実務修習の開始及び修了の月日は、それぞれ該当する年の開始は 12 月 1 日から、修了は 11 月 30 日までとなります。
- (9) 実務修習生番号は、実務修習生証の修習生番号をご記入ください。
- (10) 実地演習実施機関名は、実務修習期間の最終所属の機関名を記入してください。指導鑑定士も同様です。機関所在都道府県名は、当該実地演習機関が存する都道府県名を記入してください。
- (11) 受験回数は、修了考査の受験回数です。初めての場合は「初」に、2 度目の場合は「再」に、3 度目の場合は、「再々」に○を付してください。
- (12) 受験整理票も上記の記入要領に従って記入してください。

#### 11. 修了考査受験上の注意事項

- (1) 受験整理票及び実務修習生証は必ず持参してください。持参なき場合には受験できないことがあります。
- (2) 口述の考査においては、修了考査委員会が指定する日時に、複数名の単位で集合していただきます。口述の考査終了後においても、係員の指示があるまでは待機していただきます。拘束される時間は、約半日程度（4 時間程度）の予定です。
- (3) 時間は厳守してください。遅刻した場合、受験できないことがあります。
- (4) 指定時間内（口述式考査終了後の待機時間含む。）においては、一切外部との連絡は出来ません。携帯電話による連絡も禁止します。これを守らない場合、不正行為とみなすことがあります。なお、携帯電話の電源を切っていただきますので、各自時計を持参してください。
- (5) 不正とみなされる行為があった場合は、退出を命じ受験は認めません。
- (6) 受験生による口述式考査の録音等を禁止します。これを守らない場合、不正行為とみなすことがあります。
- (7) 待機室に資料を持ち込んでも構いません。ただし、口述の考査の面接会場には一切の資料を持ち込むことは出来ません。
- (8) 待機室で食事を取ることは禁止します。飲料の持込みについては、は 1 人 1 つ（ふたが完全に閉まるもの）に限り許可します。ただし、ケータリング等は禁止します。
- (9) 資料やごみは各自持ち帰ってください。
- (10) 修了考査の会場においては、全て会場監督者の指示に従ってください。
- (11) 受験申請後、住所等に変更があったときには、その旨を本会実務修習担当課に必ず届け出てください。

- (12) 受験整理票は各自持ち帰り、修了考査の結果が分かるまで保管しておいてください。

## 12. その他

- (1) 修了考査に係る問い合わせ先

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課

TEL : 03-3434-2301

FAX : 03-3436-6450

※ 土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までにお問い合わせください。

- (2) 身体上の障害等により、受験の際に特別な措置を希望する方は、申請書提出時にその旨を本会実務修習担当課宛にお申し出ください。
- (3) 修了考査当日までに、欠席せざるを得なくなったときには、必ず実務修習担当課に連絡をしてください。

修了考査委員会において、欠席事由がやむを得ないものと判断された場合には、予備日(平成30年1月31日(水)(予定))に修了考査を受験することが可能です。ただし、予備日は指定の1日のみとなります。

以 上

記載例

## 実務修習 第11回修了考査受験申請書

受験番号

※ 事務局記入欄

提出日を記入してください。→平成29年 月 日現在

氏名	ふりがな	かん	てい	た	ろう	性別	写真
	鑑定太郎						
生年月日	昭和・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日生 (年齢 〇〇才)					女	※ 写真の裏に氏名を書き、写真の裏全面にのりをつけてこの欄に貼ってください。 ※ 写真は、申込前3ヶ月以内に、脱帽、正面向き、上半身を撮った縦4.5cm、横3.5cmのもので、本人と確認できる鮮明なものが必要です。
	ふりがな とうきょうとみなとくとらのもん ふどうさんかんていびる 〒105-0001						
現住所	東京都港区虎ノ門3-11-15 不動産鑑定ビル						
	電話番号	03-3434-2302			FAX番号	03-3436-6450	
勤務先名称	※所属の部・課名も記入してください。勤務先がない場合には「なし」と記入してください。						
	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 研究・研修課						
緊急連絡先	携帯電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇			勤務先電話番号	03-3434-2301	
	修了した実務修習について記入してください。						
実務修習回数	開始年月日			実務修習開始当初の年を記入。		修了年月日	実務修習生番号
第 回	平成 28 年 12 月 1 日					平成 29 年 11 月 30 日	11-1-0300
実地演習実施機関名	機関所在都道府県名			指導鑑定士名		受験回数	
不動産鑑定〇〇事務所(株)	東京都			不動 花子		初・再・再々	

実務修習期間の最終所属の機関名・都道府県名・指導鑑定士名を記入してください。

修習生証で確認してください。

## 実務修習 第11回修了考査受験整理票

氏名	ふりがな	かん	てい	た	ろう	性別	写真	
	鑑定太郎							男
生年月日	昭和・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日生 (年齢 〇〇才)					女	※ 写真の裏に氏名を書き、写真の裏全面にのりをつけてこの欄に貼ってください。 ※ 写真は、申込前3ヶ月以内に、脱帽、正面向き、上半身を撮った縦4.5cm、横3.5cmのもので、本人と確認できる鮮明なものが必要です。	
	集合時間	平成30年 1月 日 時 分						
受験番号	※事務局記入欄							
実務修習生番号	11-1-0300			備考	記入しないでください。			

**受験しない方**

**実務修習 第 11 回修了考査不受験申請書**

私は、第 11 回修了考査を受験しませんので、ご連絡申し上げます。

なお、実務修習業務規程第 35 条の規定に基づき、第 12 回修了考査を受験いたしません。

第 12 回修了考査の受験の際は、所定の手続きにより受験申請を行いますが、第 12 回修了考査の受験申請を行わなかった場合は、理由の如何を問わず、実務修習を終了することを承諾します。

提出日を記入してください。

→ 平成 29 年 月 日

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会会長 殿

修習生番号 \_\_\_\_\_

修習生氏名 \_\_\_\_\_ 印

自署してください。